3．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
　国又は地方公共団体との交流人事による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員について、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
　なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額のうち、退職一時金に係る債務については、事業年度末に在籍する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積相当額を控除した額を計上しております。
　上記以外の職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務を計上しております。また、役員への退職手当の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時に費用処理することとしております。
4．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　先入先出法による低価法を採用しております。
5．リース取引の処理方法
　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
　リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
（国選弁護人確保業務勘定）
注記事項
1．区分経理関係
　総合法律支援法第43条に基づき、同法第30条第１項第３号の業務及びこれに附帯する業務（国選弁護人確保業務勘定）に係る経理と、その他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しております。
2．貸借対照表関係
⑴　引当外退職給付引当金の見積額に関する注記
　国又は地方公共団体との交流人事による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員の退職給付引当金の見積額は、223,251,113円であります。
⑵　資産除去債務に関する注記
①　当該資産除去債務の概要
　事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
②　当該資産除去債務の金額の算定方法
　使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物附属設備の耐用年数（主に15年）と見積り、取得価額に対応する除去費用の実績率を使用して資産除去債務の金額を算定しております。
③　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	20,686,760円
有形固定資産の取得に伴う増加額	497,213円
資産除去債務の履行による減少額	—
見積りの変更による減少額	964,288円
期末残高	20,219,685円

3．損益計算書関係
　ファイナンス・リース取引及び資産除去債務が損益に与える影響額は、480,655円及び△1,118,306円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、０円であります。
4．キャッシュ・フロー計算書関係
⑴　キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高と貸借対照表の科目との関係

現金及び預金	2,528,702,022円
資金期末残高	2,528,702,022円

⑵　重要な非資金取引
　ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	104,949,736円
ソフトウェア	18,443,669円

5．引当外退職給付増加見積額に関する注記
　行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額のうち国等からの出向職員に係るものの額は、14,001,685円であります。
6．退職給付関係
⑴　採用している退職給付制度の概要
　採用している退職給付制度は、役員及び職員退職一時金制度であります。
⑵　退職給付債務に関する事項

区分	平成24年３月31日現在
退職給付債務	321,172,460円
退職給付引当金	321,172,460円

⑶　退職給付費用に関する事項

区分	自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日
勤務費用	90,348,973円
利息費用	3,514,244円
数理計算上の差異の費用処理額	13,757,447円
役員退職手当引当金繰入額	875,584円
	108,496,248円

⑷　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	平成24年３月31日現在
①割引率	1.5%
②退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
③数理計算上の差異	発生年度で一括償却

7．重要な債務負担行為
　平成24年度以降に係る重要な債務負担行為は、以下のとおりであります。
　次世代インフラ・共通基盤に係る保守料　38,721,812円
8．重要な後発事象
　該当事項はありません。
9．金融商品の状況に関する事項
　当法人は、資金運用については短期的な預金及び定期預金に限定しております。
10．金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	2,529	2,529	—
⑵未収金	1	1	—